

**改正**

平成28年3月22日規則第28号

令和3年3月31日規則第41号

令和4年8月31日規則第78号

足立区墓地等の経営許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

足立区墓地等の経営許可等に関する条例施行規則

足立区墓地の設置に関する条例施行規則（平成17年足立区規則第102号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、足立区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年足立区条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（墓地の経営許可に係る申請書）

**第2条** 条例第4条第1項の規定により、墓地の経営の許可を受けようとする者は、墓地経営許可申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には申請者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- （2） 墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地（緩衝緑地を含む。）等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
- （3） 許可の申請に係る詳細な理由書
- （4） 申請の敷地に係る登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）による地図等
- （5） 新たに取得した土地を使用する場合は、土地の取得に関わる書類
- （6） 墓地等の設置に係る資金等が確認できる書類及び資金等計画
- （7） 墓地等の管理運営に係る書類
- （8） 申請者が地方公共団体の場合には、当該申請に係る議会の意思決定を示す書面
- （9） 申請者が宗教法人の場合には、次に掲げるもの

ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条の規則、同規則に基づく当該申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書。ただし、公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業に係る規則の変更がされ次第、これを再度提出しなければならない。

イ 過去3年分の宗教法人法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況が確認できる書類

ウ 墓地等の経営の実績等を示す書類

(10) 申請者が公益法人の場合には、当該法人の定款の写し、登記事項証明書、当該申請に関する意思決定の議事録及び財務状況を確認できる書類等

(11) 申請者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書  
（納骨堂又は火葬場の経営許可に係る申請書）

**第3条** 条例第4条第1項の規定により、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、納骨堂・火葬場経営許可申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には申請者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号、第3号、第6号及び第8号から第10号までに掲げる書類
- (2) 建物並びに便所、待合所、駐車場及びその他付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- (3) 施設の敷地及び建物に係る登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (4) 新たに取得した土地又は建物を使用する場合は、土地又は建物の取得に関わる書類
- (5) 管理運営に係る書類（納骨堂にあつては設備管理の長期計画及び焼骨収蔵期間終了後の計画を含む。）
- (6) 申請者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書  
（墓地等の変更許可を要する事項）

**第4条** 条例第4条第2項の規定による許可が必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地にあつては、墓地の区域、墳墓を設ける区域及び区画数
- (2) 納骨堂にあつては、施設の敷地面積、建築面積及び延床面積並びに収蔵区域の延床面積及び収蔵区画数
- (3) 火葬場にあつては、施設の敷地面積、建築面積、延床面積及び火葬炉数  
（墓地の変更許可に係る申請書）

**第5条** 条例第4条第2項の規定による墓地の変更の許可を受けようとする者は、墓地変更許可申請書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には申請者が押印し、かつ、第2条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、墓地の区域又は墳墓を設ける区域の縮小の場合には、第2条第2項第9号イ及びウに掲げる書類の添付を要しない。

（納骨堂又は火葬場の変更許可に係る申請書）

**第6条** 条例第4条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の変更の許可を受けようとする者は、納骨堂・火葬場変更許可申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には申請者が押印し、かつ、第3条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（廃止許可に係る申請書）

**第7条** 条例第4条第3項の規定により、墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には申請者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書
- (2) 当該廃止に係る第2条第2項第3号、第8号、第9号ア及び第10号に掲げる書類
- (3) 当該廃止に係る敷地及び建物に係る登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (4) 申請者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書

（みなし許可に係る申請書）

**第8条** 条例第5条の規定によるみなし許可に係る届出は、みなし許可に係る届出書（第6号様式）によらなければならない。

2 前項の届出書には届出者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の認可書又は承認書の写し
- (2) 事業計画書等の写し
- (3) 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類
- (4) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、構造設備の概要
- (5) 届出者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書

（許可の通知）

**第9条** 条例第6条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる許可の種別に応じ、当該各号に定める書類を申請者に交付することにより行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による許可 墓地にあつては、墓地経営許可書（第7号様式）、納骨堂又は火葬場にあつては、納骨堂・火葬場経営許可書（第8号様式）
- (2) 条例第4条第2項による変更の許可 墓地にあつては、墓地変更許可書（第9号様式）、納骨堂又は火葬場にあつては、納骨堂・火葬場変更許可書（第10号様式）
- (3) 条例第4条第3項による廃止の許可 墓地等廃止許可書（第11号様式）

（墓地等計画届の対象者）

**第10条** 次のいずれかに該当する者は、条例第7条第1項の規定による届出をしなければならない。

- (1) 墓地等を新たに設置しようとする場合
- (2) 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張をしようとする場合
- (3) 納骨堂について、収蔵数1,000区画以上の増設をしようとする場合
- (4) 火葬場の施設を変更しようとする場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の届出を行うことを要しない。

- (1) 境内地（その敷地内に現に墓地があるものに限る。）内の、又はこれに接する500平方メートル未満の土地に墓地を新設し、又は拡張しようとする場合
- (2) 収蔵数1,000区画未満の納骨堂を新設しようとする場合  
(墓地等計画届)

**第11条** 前条第1項の届出をしようとする者は、条例第8条の標識を設置する少なくとも30日前までに、墓地等計画届（第12号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の届出書には申請予定者が押印し、かつ、申請予定者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の届出をするときは、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場及び緑地（緩衝緑地を含む。）等の施設の設計図並びに造成等に関する計画書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- (4) 墓地等計画に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の敷地及び建物に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (6) 新たに取得した土地を使用する場合は、土地の取得に関わる書類
- (7) 墓地等の設置に係る資金等を確認できる書類及び資金等計画
- (8) 管理運営に係る書類（納骨場にあつては設備管理の長期計画及び焼骨収蔵期間終了後の計画を含む。）
- (9) 申請予定者が宗教法人の場合には、次に掲げるもの

ア 宗教法人法第12条の規則、同規則に基づく当該申請に関する意思決定を示す書類、登記事

項証明書及び規則変更の認証に係る手続の計画書（公益事業として墓地等を経営しようとする場合に限る。）

イ 過去3年分の宗教法人法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況が確認できる書類

ウ 墓地等の経営の実績等を示す書類

(10) 申請予定者が公益法人である場合には、当該法人の定款の写し、登記事項証明書、当該申請の意思決定の議事録及び財務状況を確認できる書類

(標識の設置等)

**第12条** 条例第8条第1項の規則で定める者は、第10条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 条例第8条第1項の規定により申請予定者が設置する標識（以下「標識」という。）は、墓地にあつては第13号様式、納骨堂にあつては第14号様式による。

3 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横0.9メートル四方以上とする。

4 標識の設置は、条例第4条の規定による申請を行おうとする日の90日前までに行い、その後工事の完了する日まで設置するものとする。ただし、計画を中断した場合は、申請予定者は速やかに撤去しなければならない。

5 申請予定者は、標識を設置した場合には、標識設置届（第15号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

6 前項の届出書には申請予定者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 標識設置位置図

(3) 標識設置状況を撮影した写真

(4) 申請予定者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書

7 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。

8 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を届け出なければならない。

(説明会の開催等)

**第13条** 条例第9条第1項の説明会の開催等は、条例第4条の規定による申請予定日の60日前までに行うこととし、申請予定者は、開催等にあたって、事前に案内を行う等周知に努めるものとする

る。

2 前項の説明の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請予定者
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地等の所在地
- (4) 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要
- (5) 墓地等の維持管理の方法
- (6) 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日
- (7) 墓地等の工事の方法
- (8) 条例第10条1項に基づく意見の申出の方法

3 申請予定者は、条例第9条第1項の説明会の開催等を行ったときは、実施ごとに説明会等報告書（第16号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

4 前項の報告書には申請予定者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会等で使用した資料
- (2) 説明すべき隣接住民等の名簿
- (3) 説明を受けた者の名簿
- (4) 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等及び登記事項証明書等
- (5) 申請予定者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書  
(隣接住民等及び周辺住民の意見の申出)

**第14条** 条例第10条第1項に規定する意見の申出の期間は、申請予定日の30日前までとする。

2 隣接住民等及び周辺住民は、意見の申出を行う場合には、次に掲げる事項を区長に提出するものとする。

- (1) 申出者の氏名、住所及び連絡先並びに隣接している土地又は建物の住所（申出者が当該墓地等の建設予定地に隣接している土地又はその土地の上の建築物の居住者でない場合に限る。）
- (2) 申出の対象となる墓地等の名称、建設予定地の所在地及び申請予定者の名称
- (3) 申出年月日
- (4) 意見  
(隣接住民等及び周辺住民との協議の報告)

**第15条** 条例第10条第2項の報告は、住民協議報告書（別記第17号様式）を速やかに区長に提出す

ることにより行うものとする。

2 前項の報告書には申請予定者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協議に使用した資料
- (2) 協議者の名簿
- (3) 協定等を締結した場合には、協定書等の写し
- (4) 申請予定者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書  
(通路の幅員)

**第16条** 条例第12条第1項第2号の規則で定める通路の幅員は、1メートル以上とする。ただし、墓地内の主要な通路の幅員は、1.5メートル以上とする。

(ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場の基準)

**第17条** 条例第12条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積設備は、蓋ができる構造のものとする。
- (2) 便所は、水洗式便所とし使用に便利な位置に、墓地の規模に応じた数のものを男女別に設置すること及び東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号）別表3に規定するだれでもトイレ（以下「だれでもトイレ」という。）を設置するよう努めること。
- (3) 駐車場は、次のとおりとする。

ア 墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数（その値に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた値）以上の台数を収容できるもので、原則平面式とし、出入口には安全対策を講じること。

イ 出入口を幅員6メートル以上の道路に接して設けること。ただし、新たに墓地の経営を行い、又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張する場合（当該新たな墓地又は拡張する区域の面積が500平方メートル未満の場合に限る。）で、区長が周辺の道路事情等を考慮して認めるときはこの限りでない。

2 条例第4条第1項又は第2項の許可のときに前項第3号イただし書の規定の適用を受けた墓地にあっては、墓地の区域又は墳墓を設ける区域を500平方メートル以上拡張するまでの間は、同号イ本文の規定は、適用しない。

(緑地の基準)

**第18条** 条例第12条第1項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地の区域の境界（道路との境界を除く。）に幅員1.5メートル以上の緩衝緑地帯を設けること。

- (2) 墓地の敷地の総面積に占める割合が前号に規定する緩衝緑地帯の面積を含めて20パーセント以上あること。

(納骨堂の構造設備基準)

**第19条** 条例第14条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 待合室は、参拝口数に応じた広さのものを設けること。
- (2) 便所は、水洗便所とし、使用に便利な位置に納骨堂の規模に応じた数のものを男女別に設置すること及びだれでもトイレを設置するよう努めること。
- (3) 駐車場は、収蔵数0.01を乗じて得た数（その値に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた値）以上の台数を収容できるものであること。ただし、区長が施設周辺の交通利便性等を考慮して認めたときは、この限りでない。

(火葬場の駐車場台数)

**第20条** 条例第16条第9号の規則で定める基準は、施設の規模に応じた収容台数であることとする。

(工事完了届)

**第21条** 条例第17条の規定による届出は、工事完了届（第18号様式）によらなければならない。

- 2 前項の届出書には届出者が押印し、かつ、届出者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(申請事項変更届)

**第22条** 条例第18条の規定により届け出なければならない事項は、第2条第1項に掲げる事項で、その変更は条例第4条第2項の許可を要しないものとする。

- 2 前項の届出は、申請事項変更届（第19号様式）によらなければならない。
- 3 前項の届出書には届出者が押印し、かつ、届出者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(土葬許可申請)

**第23条** 墓地の経営者は、条例第21条第1項ただし書の規定による土葬の許可を受けようとするときは、土葬許可申請書（第20号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には申請者が押印し、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 土葬を行う墓地の周囲200メートル以内に存する道路、河川及び住宅等の位置を示した見取図
- (2) 土葬を行う墳墓の位置を示した図面
- (3) 申請者（地方公共団体を除く。）の印鑑登録証明書

3 区長は、条例第21条第1項ただし書の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し土葬許可書（第21号様式）を交付するものとする。

（公表）

**第24条** 条例第22条の規定による公表は、次に掲げる事項をホームページに登載する等区民に広く周知する方法により行うものとする。

（1） 指導に従わなかつた法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

（2） 指導の内容

（意見陳述の機会の付与）

**第25条** 区長は、条例第22条の規定による公表をしようとする場合には、条例第7条第2項、第8条第2項、第9条第3項又は第10条第1項の規定による指導を受けた者（以下この条において「指導を受けた者」という。）に対し、事前に意見を述べる機会を与えるものとする。

2 前項の意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、区長が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

3 区長は、指導を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該指導を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（1） 公表しようとする内容

（2） 公表の根拠となる条例等の条項

（3） 公表の原因となる事実

（4） 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない事情のある場合には、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

5 区長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

6 区長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

7 区長は、当事者の意見に理由がないと区長が認めたとき、又は当事者が意見を述べなかつたと

きは、条例第22条の規定による公表をするものとする。

**付 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則**（平成28年3月22日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**付 則**（令和3年3月31日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**（令和4年8月31日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の足立区墓地等の経営許可等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。